

## 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 職員の人事異動及び人事記録に関する基準

### (目 的)

第1条 この基準は、職員の人事異動、辞令式及び人事記録に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 採用 現に職員でない者を職員の職に任命する場合をいう
- (2) 昇任 職員を現に有する職より上位の職に任命する場合をいう
- (3) 配置換 職名の変更を伴わないで他の係(職)に任命する場合をいう
- (4) 兼職 職員をその職にあるままで更に他の職につける場合をいう
- (5) 兼務 職員をその職にあるままで更に他の職務につける場合をいう
- (6) 昇格 職員を現に属する職務の級より上位の級に変更する場合をいう
- (7) 昇給 同一の職務の級のうちで、号級を上位の号級に変更する場合をいう
- (8) 俸給改定 職員の給与規程の一部改正により俸給表が改正され、俸給月額を変更する場合をいう
- (9) 休職 就業規則第29条の規定により休職にする場合をいう
- (10) 育児休業等 職員の育児・介護休業等に関する規則に基づき、職員としての身分を中断することなく職務に従事させない場合をいう
- (11) 復職 休職、停職、育児休業及び介護休業の職員を職務に復帰させる場合をいう
- (12) 退職 解雇の場合を除いて、職員が離職(定年を含む。)する場合をいう
- (13) 訓告 就業規則第34条の規定による処分として訓告する場合をいう
- (14) 戒告 就業規則第34条の規定による処分として戒告する場合をいう
- (15) 減給 就業規則第34条の規定による処分として減給する場合をいう
- (16) 降任 就業規則第34条の規定による処分として降任する場合をいう
- (17) 停職 就業規則第34条の規定による処分として停職する場合をいう
- (18) 降給 就業規則第34条の規定による処分として降給する場合をいう
- (19) 降格 就業規則第34条の規定による処分として降格する場合をいう
- (20) 解雇 就業規則第34条の規定による処分として解雇する場合をいう
- (21) 事務取扱 職員が欠員又は事故あるときに、その職を上位の職にある職員が代行する場合をいう
- (22) 職務代理 職員が欠員又は事故あるときに、その職を下位の職にある職員が代行する場合をいう
- (23) 嘱託職員 嘱託職員として採用する場合をいう
- (24) 臨時雇用職員 臨時雇用職員として採用する場合をいう
- (25) 非常勤雇用職員 非常勤雇用職員として採用する場合をいう

### (人事異動通知書)

第3条 職員の人事異動を行う場合には、異動に該当する職員ごとに人事異動辞令書別記(様式第1号)

（以下「辞令」という。）を交付して行わなければならない。ただし、定期昇給を行う場合は昇給発令通知書別記（様式第2号）を交付して行う。

2 辞令記載要領は、別表のとおりとする。

（人事記録）

第4条 職員の人事異動を発令した場合には、辞令記載の例によって異動の事項を職員人事記録別記（様式第3号）に記録するものとする。

2 前項の職員人事記録簿には、職員の氏名、生年月日、性別、本籍、現住所、学歴、職歴、資格免許、被扶養者、賞罰、人事発令事項を記載する。

（嘱託等の取扱）

第5条 嘱託職員、臨時雇用職員及び非常勤雇用職員の人事記録については、前条の規定にかかわらず、別に定めることができる。

2 嘱託職員等で氏名、現住所、電話番号、資格免許に変更があった職員は、人事記録事項変更届別記（様式第4号）により速やかに会長に申し出なければならない。

附 則 この基準は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 この基準は、平成23年9月15日から施行する。

附 則 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この基準は、平成26年1月1日から施行する。